

(メール通知)  
3障第1104号  
令和4年2月18日

障害福祉サービス事業所・施設

障害児支援事業所・施設

設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長  
〔公印省略〕

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の申請に係る「賃金改善の開始報告」の申請方法について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」とは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づいて、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施することを目的とした事業です。

本交付金の申請に際しては、まず、賃金改善を開始した旨の報告を行っていただく必要があります。(※)

つきましては、当該報告方法等について、別紙に記載しておりますので、必ず御確認ください。なお、当該報告は、本年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、交付金申請に必要な「処遇改善計画書」(4月15日までに提出見込)に先立って提出いただく必要があります。そのため、本交付金の取得申請を検討している事業者様におかれましては、必ず、期日までの報告をお願いいたします。

交付金申請にあたっての今後の具体的な申請方法につきましては、別途お知らせします。

(※) 本交付金は、令和4年2月サービス提供分からの「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)」のいずれかを取得している事業所が対象です。そのため、「就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援」は交付金申請の対象外となっておりますので、御注意ください。

(参考) 愛媛県ホームページ

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」

トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について  
<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/syogukaizen/rinjitokureikohukin.html>

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係  
TEL 089-912-2424  
FAX 089-931-8187

## 賃金改善開始報告にあたっての報告方法及び留意事項について

### 1. まず始めにご確認ください

当該交付金の申請にあたっては、主に以下の手続きが必要です。今回ご案内している「賃金改善を開始した旨」の報告は、交付金申請に必要となりますので、申請を希望する事業者は、必ずご報告ください。

- **賃金改善を開始した旨を県に報告** ← **今回案内手続き**
- 計画書等を提出（令和4年4月15日まで（予定）） ← 別途案内
- 実績報告書等を提出（令和5年1月31日まで（予定）） ← 別途案内

### 2. 報告方法

本報告は、下記インターネットによる入力フォームから、報告してください。

<https://logoform.jp/form/XG6n/68924>

具体的な操作方法は「（別紙参考）入力フォームの利用方法」をご確認ください。

なお、入力フォームにて入力が必要な項目は以下のとおりです。

#### 【記載が必要な情報】

- (1) 法人名
- (2) 法人所在地
- (3) 法人代表者名
- (4) 申請フォーム入力者名
- (5) 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (6) 下記の①及び②の要件を満たしていること
  - ① 交付金を申請するサービス事業所が「就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援」以外であること。
  - ② 令和4年2月サービス提供分について、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
- (7) 下記の③及び④を満たしていること
  - ③ 令和4年2月分から、賃金改善を開始した
  - ④ 令和4年3月分から、賃金改善を開始した（同年3月は同年2月の賃金改善分も支給）
- (8) 交付金の取得申請を行う事業所情報  
（事業所番号、事業所名、事業所所在地（市町村名まで可）、サービス名、福祉・介護職員処遇改善加算の取得区分）

### 3. 申請期日

**令和4年2月28日（月）まで**

※令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、

**令和4年3月31日（木）まで**

#### 4. 留意事項

- (1) 本報告については、原則、「法人単位」でとりまとめのうえ申請してください。
- (2) 愛媛県以外で複数の事業所等を有する法人は、県内の事業所分のみ申請し、  
県外の事業所については、事業所の所在する各都道府県の通知に従ってください。
- (3) 入力フォームが「送信完了」画面に切り替わると、「入力内容を保存する」ボタン  
が表示されますので、印刷または電子データにて必ず保管してください。
- (4) 報告作業が完了した際には、「入力フォームに入力した」メールアドレス宛に、「確認メール」が自動送信されます。送信されるメールに入力内容は記載されており  
ますので、メール到達の確認は必ずおこなってください。
- (5) 「送信完了」画面に移行したにもかかわらず、メールの到達が確認できない場合や、  
報告後に内容誤りのため修正が必要な場合は、本通知担当者宛にご連絡ください。

#### 5. 本交付金事業内容に関するお問合せ先

厚生労働省においてコールセンターが開設されております。なお、今後の具体的な申請  
手続きについては、本県より別途お知らせします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター  
電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）  
受付時間：平日 10：00～16：00

#### 6. よくある質問について

厚生労働省より発出されたQ&A（「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関する  
Q&A（令和4年2月2日）」）の中から、よくあるご質問について抜粋し記載しており  
ます。引用元のQ&Aはホームページにも掲載していますので、適宜ご確認ください。

問1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、  
その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

(答)

毎月ごとに賃金改善額が交付額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月  
分及び3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改  
善に充てる必要はない。

ただし、賃金改善実施期間全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要  
であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

問2 「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」とい  
うことか。

(答)

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に  
対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法も  
とりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所  
において適切にご対応いただきたい。

問3 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

(答)

本交付金については、賃金改善額が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

問6 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

問10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

(答)

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人事情により支給される手当  
(通勤手当、扶養手当等)

問12 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職場の取扱いについては、2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和元年7月29日)問11を参照されたい。

なお、その他の職員にも配分を行う場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

.....  
(参考) 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和元年7月29日)

問11 本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職員について、「その他職種」に区分し、特定加算による処遇改善の対象とすることは可能か。

(答)

特定加算の算定対象サービス事業所における業務を行っているとは判断できる場合には、その他の職種に含めることができる。